

令和6年度

造 林 事 業 標 準 単 価 表

〔鳥獣害防止施設〕

(鳥獣侵入防護柵)

(食害防護資材)

令和6年6月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

## 令和6年度造林事業標準単価の適用基準

### I 施行形態区分による標準単価の適用

区 分	適 用
自 力	森林所有者が森林組合等へ施業の委託を行わず、自己の労務等で実施する場合
受 託	森林組合等が森林所有者から施業の委託を受けて実施する場合
請 負	市町等が森林組合等と請負（委託）契約により実施する場合 ただし、施業委託による場合は、上記「受託」区分を適用

### II 施業区分による標準単価の適用

#### (1) 付帯施設等整備

##### 鳥獣害防止施設等整備

区 分	適 用
鳥獣侵入防護柵設置	防護柵の設置高さ1.8m以上（設置標準図をスカートネット設置の場合は別紙1に示す。スカートネット一体型の場合は別紙2に示す。スカートネットなしの場合は別紙3に示す。）
鳥獣害防止施設設置 (防護柵ゲート)	管理のための通行ゲートの設置を行う場合
食害防護資材	チューブ等の設置高さ1.4m以上（設置標準図を別紙4に示す。）

### Ⅲ 社会保険料等について

社会保険料等は、現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金とする。

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職共済制度)の加入状況に応じ、表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す加算率を適用する。

(表1)

社会保険等		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

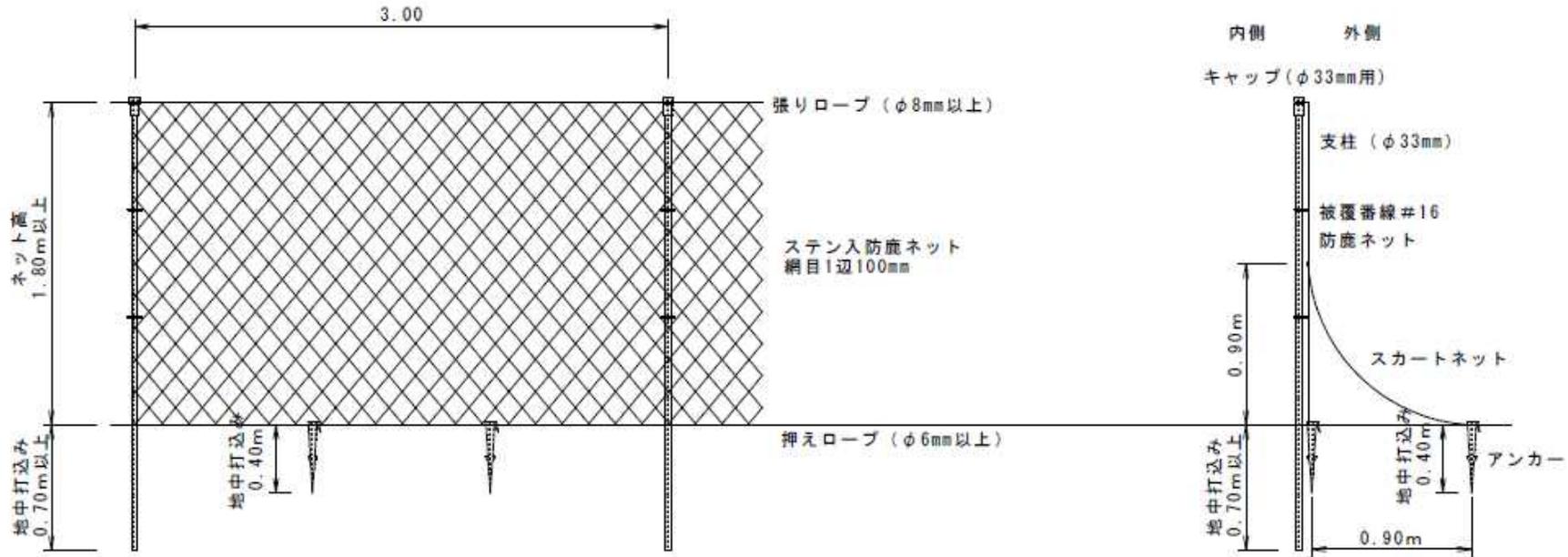
平均点数	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

令和6年度造林事業標準単価一覧

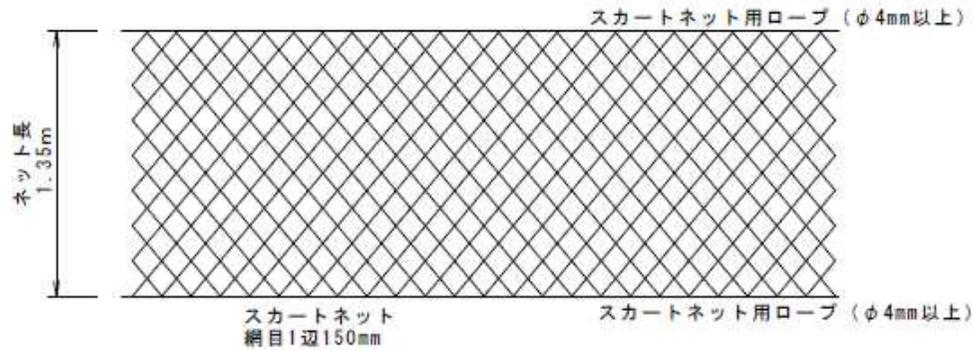
・防護柵：1,000m当たり  
 ・防護柵ゲート：1基当たり  
 ・食害防護資材：100組当たり

施業名	区分	適用	雇用形態	自力	受 託				請 負			
					3%	10%	13%	18%	3%	10%	13%	18%
付 帯 施 設 等 整 備	鳥獣害防止 施設等整備	鳥獣侵入防護柵 (H=2.0m) (スカートネット設置)	有		3,408,000	3,601,000	3,683,000	3,821,000	3,517,000	3,716,000	3,801,000	3,943,000
			無	2,749,000	2,831,000	3,023,000	3,106,000	3,243,000	2,921,000	3,120,000	3,205,000	3,347,000
		鳥獣侵入防護柵 (H=2.0m) (スカートネット一体型)	有		3,692,000	3,901,000	3,990,000	4,139,000	3,782,000	3,996,000	4,087,000	4,240,000
			無	2,977,000	3,067,000	3,275,000	3,365,000	3,513,000	3,142,000	3,355,000	3,447,000	3,599,000
		鳥獣侵入防護柵 (H=2.0m) (スカートネットなし)	有		2,923,000	3,088,000	3,158,000	3,276,000	3,013,000	3,183,000	3,256,000	3,378,000
			無	2,357,000	2,428,000	2,593,000	2,663,000	2,781,000	2,503,000	2,673,000	2,746,000	2,867,000
		鳥獣害防止施設(防護柵ゲート) (H=2.0m、W=3.0m) (ゲート設置)	有		352,000	371,000	380,000	394,000	363,000	384,000	392,000	407,000
			無	335,000	292,000	312,000	320,000	334,000	301,000	322,000	331,000	345,000
		鳥獣害防止施設(防護柵ゲート) (H=2.0m、W=4.0m) (ゲート設置)	有		381,000	403,000	412,000	427,000	393,000	415,000	424,000	440,000
			無	324,000	316,000	338,000	347,000	363,000	326,000	348,000	358,000	374,000
		食害防護資材 (H=1.4m)	有		143,000	151,000	155,000	160,000	147,000	155,000	158,000	164,000
			無	115,000	119,000	127,000	130,000	136,000	122,000	130,000	133,000	139,000
		食害防護資材 (H=1.7m)	有		198,000	209,000	214,000	222,000	201,000	213,000	218,000	226,000
			無	159,000	164,000	175,000	180,000	188,000	167,000	178,000	183,000	191,000

# 鳥獣侵入防護柵 設置標準図 S=1:40



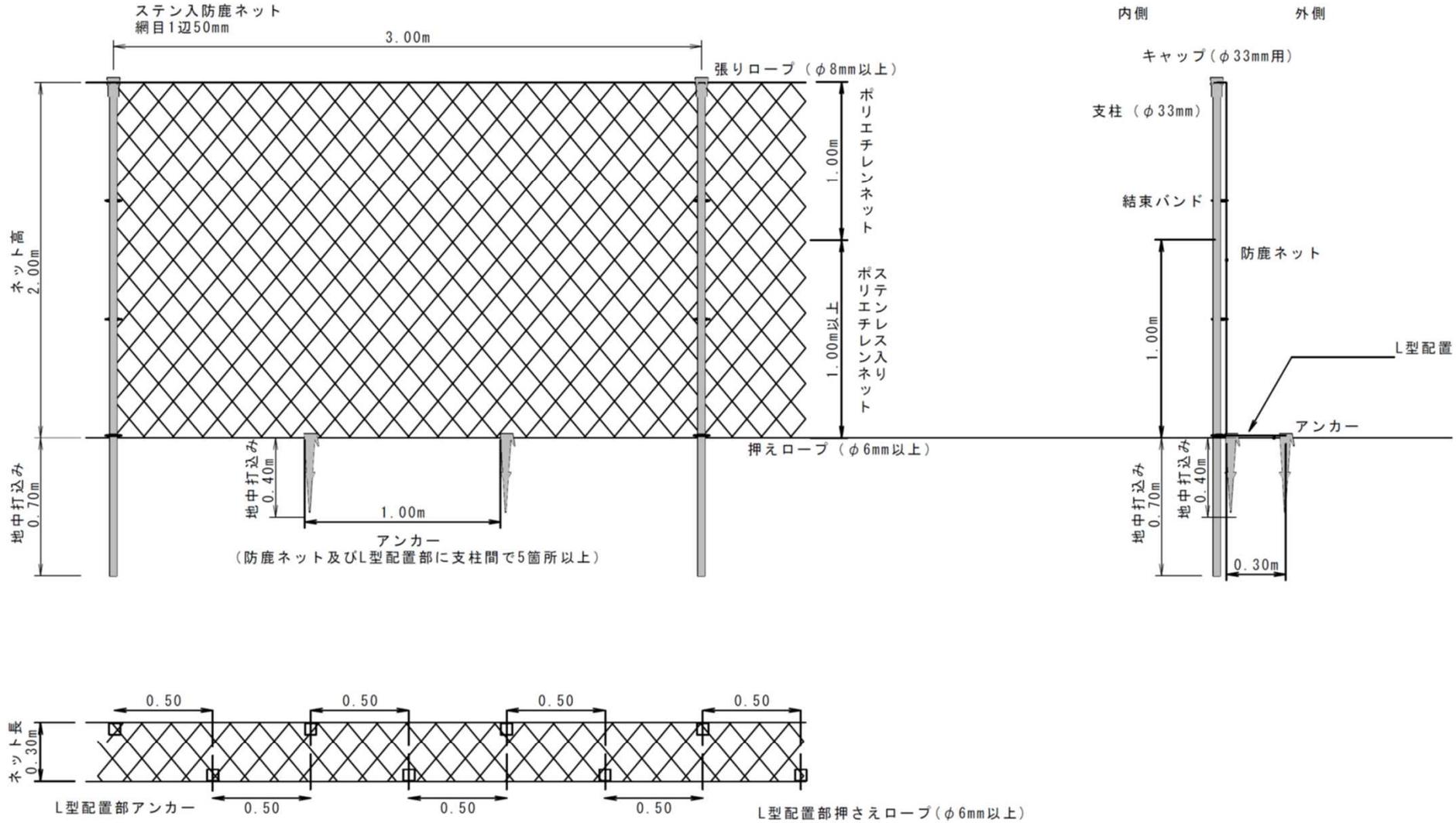
アンカー  
(防鹿ネット、スカートネットともに支柱間で2箇所以上)



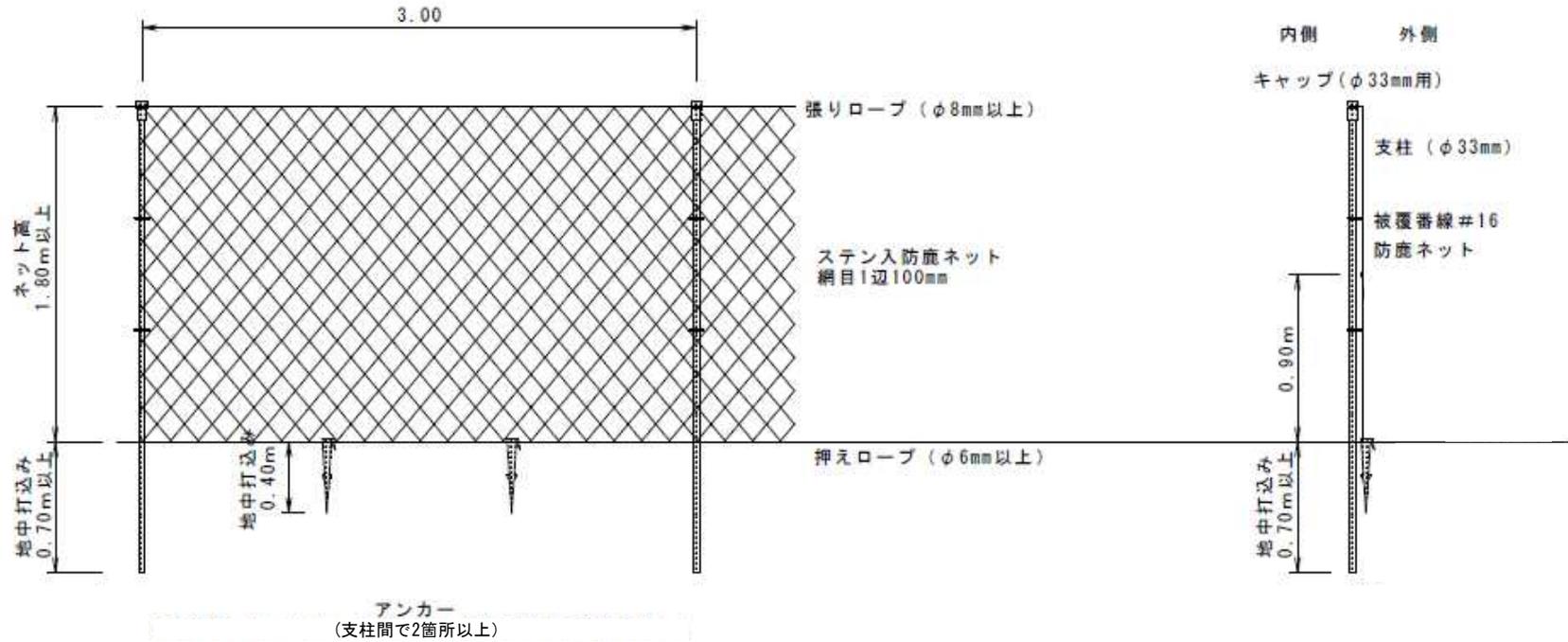
## ○作業工程

- | 設 置     | 設 置   |
|---------|---|
| (ネット張り) | <p>①支柱を3.00m間隔で、地中に0.70m以上打込み固定する(ただし、土壌条件等により0.70m以上の打込みが困難な場合は、支柱支持用ロープと固定用アンカーを設置し補強する)。</p> <p>②張りロープ、押さえロープを防鹿ネットの上下段の編み目に通し、接地部分を2本の支柱間アンカーで固定する。</p> <p>③スカートネット用ロープを通したスカートネット上端を地面から0.90mの高さで防鹿ネットに固定し、防鹿ネットの接地部分から0.90m離れた位置に2本の支柱間アンカーで固定する。</p> |

# 鳥獣侵入防護柵 設置標準図



# 鳥獣侵入防護柵 設置標準図 S=1:40



## ○作業工程

設	置
	<p>①支柱を3.00m間隔で、地中に0.70m以上打込み固定する(ただし、土壌条件等により0.70m以上の打込みが困難な場合は、支柱支持用ロープと固定用アンカーを設置し補強する)。</p> <p>②張りロープ、押さえロープを防護ネットの上下段の編み目に通し、接地部分を2本の支柱間アンカーで固定する。</p>

# 食害防護資材 設置標準図

【別紙4】

